

法曹の活動を期待する福祉分野の現状

田島 良昭

一．地方公共団体に望まれること

1. 指導監査に関すること

○障害者虐待防止法の施行により、多くの通報が寄せられ業務に追われている地方公共団体の職員が増えており、法律の知識が少ない為、大混乱となっている。

2. 通常業務に関しても措置から契約に変わり、法的な解釈に疑義が多く対立が深まっている。

3. 幼児から高齢者まで福祉の対象人口は年々増加しており、法的問題が多数発生している。

二．福祉サービスを利用する障がい者等及びその家族

1. 行政や福祉事業者ではなく、第三者的な機関に相談できる場が必要である。

(例) 高齢者支援センター、相談支援センター 等

2. 利用者又はその家族の団体等

(例) 知的障害者育成会、障害者家族の会 等

三．福祉サービスを提供している事業者又はその団体

1. 直接サービスを提供している事業者

社会福祉法人だけではなく、近年は NPO 法人や株式会社等の会社も多く、数も急激に増加している。

2. 事業者は内容別に団体を造っている

(例) 知的障害者関係事業所→日本知的障害者福祉協会
老人福祉関係事業所→全国老人福祉施設協議会

四．触法障がい者、高齢者支援に関する事業

1. 再犯防止の為の支援には切れ目のない法曹の参加と支援が必要となる。

2. 寄り添い弁護士の仕組み

公判での判決や検察官の最終処分がされた後も支援者のいない人には寄り添って弁護をしてくれる法曹が必要である。